

# 車両を利用しませんか

藤岡市社会福祉協議会では、地域の福祉を推進する活動を支援するため、市内にお住いの方・地域福祉の推進を図る団体等に車両の貸出しを行います。

## ○利用目的

地域福祉推進活動など公益性が認められるもの。(ボランティア活動やサロンの行事参加など)

レジャーやスポーツなどの趣味娯楽を目的とする場合は利用できません。

※裏面に利用例があります。

## ○利用申請

車両を使用する日の1か月前から3日前までに社会福祉協議会へ申請してください。申請時に運転者の方の運転免許証のコピーを提出していただきます。

内容を審査し、貸出しの可否を決定します。

## ○利用料

無料です。利用期間中に要する燃料・有料自動車道路等の必要経費は利用者の負担となります。

## ○貸出期間

1回の申請につき原則1日以内となります。(8時30分～17時15分まで)

## ○利用範囲

原則、市内及び近隣市町までとなります。

※近隣市町村は、前橋市・高崎市・安中市・富岡市・神流町・甘楽町・玉村町・上里町・神川町です。

## ○貸出車両 ※写真はイメージです

・ステップワゴン(8人乗り)

・軽トラック



## ○その他

・申請手続きや禁止事項など詳しくは、下記へお問い合わせください。

・個人、ご家族のみでの利用はできません。

お気軽にご連絡ください!

**問い合わせ先: 社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会**

**(藤岡市藤岡 1485 総合学習センター南棟 1階)**

**TEL: 0274-22-5647**

## ★このような場合は利用できます！！



運転免許を返納してしまって  
運転ができない友人を買い出しに連れていきたいけど自分の車で連れて行くのは不安で・・・

引きこもり防止で近所の高齢者などを公園へ連れていきたい・・・



地区のイベントの準備に軽トラックを借りたい・・・

ボランティア活動で他市へ研修に行きたいけどみんなバラバラで行くのはちょっと・・・



地域支え合い協議体の活動で草刈りをしたいけど、草刈り機を乗せていく車を借りたい・・・

近所の高齢者の方の庭の草むしりをしたけど、量が多くて自分の車では運べない・・・



サロンに参加する方を何人が送迎したい・・・

## ⚠️このような場合は利用できません！



ボランティアの会員でお昼を食べに行きたい。

子供の部活の遠征に行くため乗り合わせができる大きい車を借りたい・・・



自宅のごみを運搬するのに車を借りたい・・・

家族みんなで、スポーツ観戦に行きたい。



※「このような場合はどうなの？」というときはお問い合わせください。